式会社福笑舎　福笑いひろば 虐待防止委員会 運用指針

（委員会の目的）
第 1 条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援 が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのない よう、定期的に又は適時、委員会を開催し、　虐待の防止に努めることを 目的とする。
委員会委員の選出）

第２条 委員は以下のとおりとする。
１）施設長は、虐待防止責任者とする。
２）副委員長には、施設長が任命した者とする。
３）委員には、必要ある場合に法人役員等、第三者委員を加えることができる。

（委員会の開催）
第３条 委員会の開催を次のとおりとする。
1）　委員会は、虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた 都度に随時開催する。
2）　法人事業内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
3）　会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）
第４条 委員会は次のとおり実施する。
１）職員倫理綱領、職員行動指針を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
２）「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを
　　行い、疑いのある項目を足していく。
３）「虐待を早期に発見するポイント」に従い、虐待防止マニュアルにある「虐待防止チェックリス ト」
　　結果による調査を必要あるごとに実施する。
４）上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞があるときは、
　　虐待防止受付担当者に報告する。
５）研修日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年１回以上 行うこととする。
６）事故等の問題が虐待につながるような場合は、 虐待防止委員会において対応する。
７）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等 の見直しを行うこととする。

- 2 - （委員会の責務）

第５条

１）委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

２）委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者 自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。

３）委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるとき は職員に直接改善を求たり、指導することとする。

４）委員会は、利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、協議し、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

（委員会の委員） 別途添付 - 3 –

	役職
委員長	管理者（虐待防止責任者）
副委員長	サービス管理責任者（虐待防止マネージャー）
委員	目標工賃達成指導員（虐待防止マネージャー）
委員	生活支援員（虐待防止受付担当者）
第三者委員	福笑いひろば第三者委員

★ 虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

★ 第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する